

令和3年度決算に基づく新潟市健全化判断比率  
及び資金不足比率審査実施計画

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項に基づく審査

2 審査の対象

(1) 健全化判断比率

- ア 実質赤字比率
- イ 連結実質赤字比率
- ウ 実質公債費比率
- エ 将来負担比率

(2) 資金不足比率

(3) (1) 及び (2) の算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の着眼点

- (1) 関係法令に基づき適正に算定されているか。
- (2) 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。

4 審査の主な実施手続

各決算関係書類及び根拠資料との照合、年度間比較等の分析のほか、関係職員に対する質問等により実施する。

5 審査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局執務室等

(2) 日程

- |             |                 |
|-------------|-----------------|
| ア 実施期間      | 令和4年7月～令和4年8月下旬 |
| イ 監査委員ヒアリング | 令和4年8月4日(予定)    |
| ウ 監査委員復命    | 令和4年8月30日(予定)   |
| エ 市長提出      | 令和4年9月5日(予定)    |

6 審査の担当者及び事務分担

一般会計等担当グループ6名